

電気設備の技術基準の解釈の改正について（概要）

平成23年4月8日
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 改正の経緯及び目的

電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）及びその解説は、国及び設置者が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術基準への適合性を判断する際の参考として用いられるものであることから、理解しやすいものであり、また、最新の知見を反映したものであることが望ましい。

このため、原子力安全・保安院においては、解釈及びその解説をより理解しやすいものとするため、条文構成の組替え及び表現の適正化に関する見直しの前提となる調査を、平成19年度から平成21年度まで「電気施設技術基準整備調査（電気設備）」（以下「電技整備調査」という。）として実施した。

また、原子力安全・保安院においては、解釈及びその解説を最新の知見を反映したものとするため、IEC（国際電気標準会議）規格の取入れに係る検討を平成21年度「電気施設技術基準国際化調査（電気設備）」（以下「平成21年度国際化調査」という。）、JISの取入れに係る検討を平成21年度「電気施設技術基準関連規格等調査（電気設備）」（以下「平成21年度関連規格等調査」という。）として実施した。

一方、日本電気技術規格委員会においては、最新の知見に基づく新たな規格（JES規格）が制定され、同規格が省令に規定する技術基準を満足することの確認、及びその結果を踏まえた解釈への引用要請がなされた。

今般、これらの委託調査の成果及び日本電気技術規格委員会からの引用要請について原子力安全・保安院において検討を行った結果、解釈の改正を行うこととした。

2. 改正の具体的内容

（1）条文構成の組替え及び表現の適正化

今般の改正前後において省令に定める技術基準への適合性判断等、これまでの法執行業務における運用は変えないことを前提として、以下に掲げる改正を行う。

① 条文構成の見直し及び表現の適正化

これまで全293条であった解釈について、条文構成の組替え等を行った結果、改正案においては全232条に整理・統合することとした。（別添の新旧条文移行表を参照。）

② 現在、解説に記載されている省令に定める技術基準への適合性判断に係る事項を、新たに解釈において示す。

省令に定める技術基準への適合性判断に係る事項については、本来解釈におい

て示すことが適切であるところ、このような事項であって、現在解説中に記載されているものについて、新たに解釈において示すこととした。(例：第16条、第23条、第26条[※]等、別添の新旧対照表において下線を付している部分)

(2) 平成21年度国際化調査に係る改正

①鉄骨造等の建造物における等電位ボンディング（第18条[※]）

従来より、解釈においては単独接地（A種、B種、C種及びD種接地）による接地工事を示している。一方、IEC規格では等電位ボンディングを施した統合接地による接地工事が規定されており、海外ではこの方式による接地工事が広く行われているところ。平成21年度国際化調査において、等電位ボンディングによる接地工事について、省令に規定する技術基準を満足するものであるとの結論が得られたことを踏まえ、等電位ボンディングによる接地工事により施設できることを新たに解釈において示す。

②IEC61936-1規格の改定への対応（第219条[※]）

高圧又は特別高圧の電気設備は、解釈第7章に示すIEC61936-1規格により施設できることを示しているが、平成21年度国際化調査において、同規格の改定案についても省令に規定する技術基準を満足するものであることが確認されたことを踏まえ、引用する規格を改定された同規格に改める。

(3) 平成21年度関連規格等調査に係る改正（第9条、第40条、第56条、第57条、第122条、第163条、第183条[※]）

解釈に引用しているJISについて引用後に改正されたものにつき、最新のJISを引用することの妥当性を平成21年度関連規格等調査において調査・検討した結果、妥当であるとの結論が得られたものについて改正を行う。

(4) JESC規格に係る改正

①高圧又は35kV以下の特別高圧のケーブルをケーブル用防護具に収める場合の植物との離隔距離（第79条、第106条[※]）

高圧又は35kV以下の架空電線と植物との離隔を示した第79条及び第106条について、日本電気技術規格委員会において、日本電気技術規格委員会規格JESC E2020(2010)「耐摩耗性能を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」が制定され、同規格が省令に規定する技術基準を満足することの確認、及び解釈への引用要請がなされたことを踏まえ、同規格の規定により施設できることを新たに解釈において示す。

②臨時電線路として使用する35kV以下の特別高圧絶縁電線を特別高圧防護具に収める場合の造営物との離隔距離（第133条[※]）

臨時電線路として使用する電線と造営物との離隔距離を規定した第133条につ

いて、日本電気技術規格委員会において、日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 2 0 2 1 (2 0 1 0) 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」が制定され、同規格が省令に規定する技術基準を満足することの確認、及び解釈への引用要請がなされたことを踏まえ、同規格の規定により施設できることを新たに解釈において示す。

③引用 J E S C 規格の改定への対応（第 1 5 条、第 1 6 条、第 2 0 条※）

解釈に引用している J E S C 規格で改正されたものにつき、最新の J E S C 規格が省令に規定する技術基準を満足することの確認、及び解釈への引用要請がなされたことを踏まえ、新しい J E S C 規格に改める。

※条文番号は改正後の番号を記載